

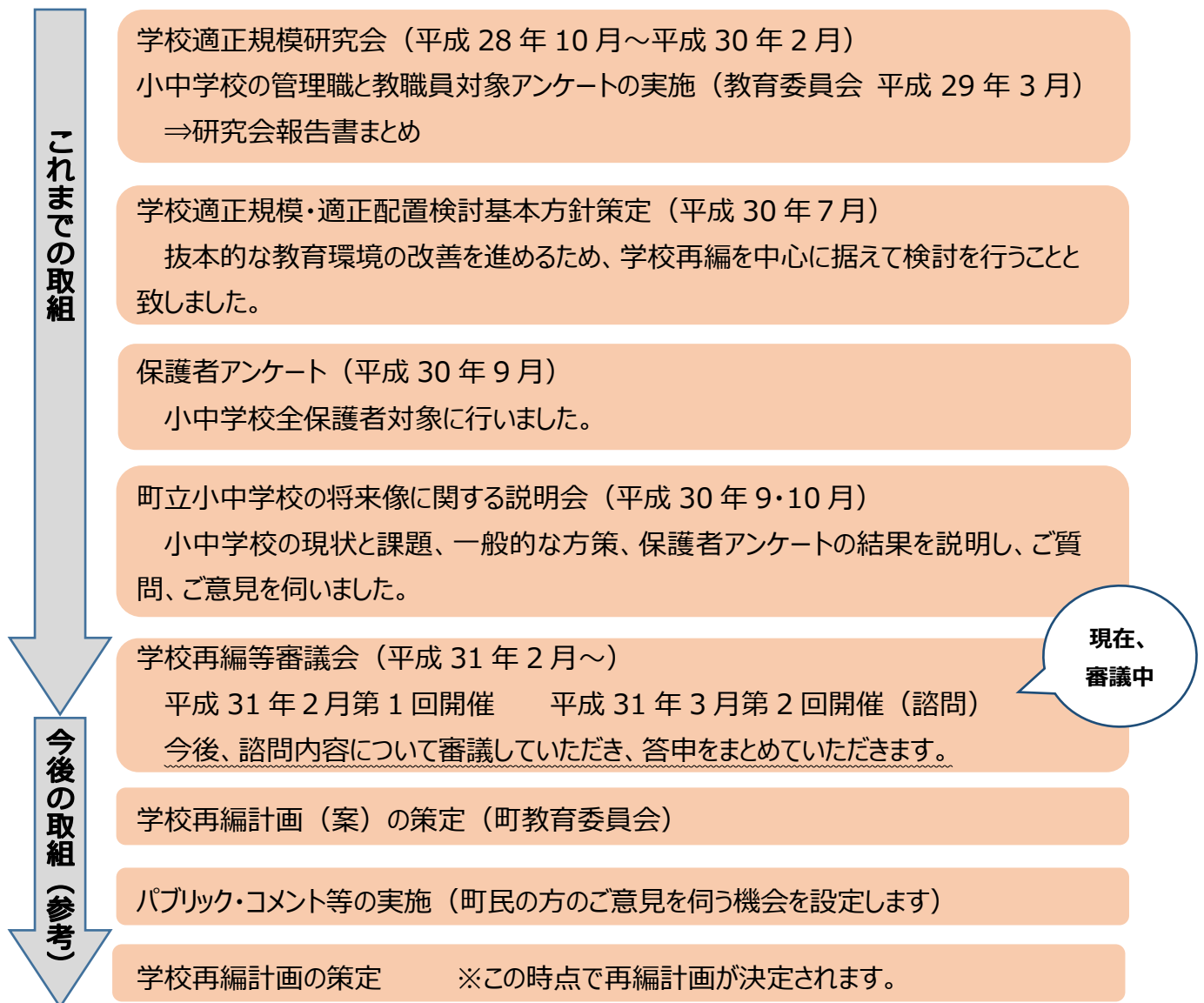
# 回覧

## 小中学校再編の取組について（お知らせ） ～ 学校再編等審議会設置と再編計画の諮問について ～

小川町教育委員会

当町では、近年における児童生徒数の減少に伴って生じている教育課題を緩和、解消するために町立小中学校全校を対象として学校再編の検討を行っておりますので、その取組をお知らせします。現在、学校再編等審議会が設置され、過日再編計画について、次ページ以降に示した諮問を行いました。今後、審議会の審議（答申）を経て、町教育委員会は学校再編計画を策定する予定です。

### 1 これまでの経過と今後の取組



※上の図は、手順の概要を例示したものです。審議会での審議や今後の取組により、詳細は変更になります。

## 2 小川町学校再編等審議会

町長・教育委員会の諮問に応じ、学校再編等について審議し、答申をまとめます。

委員 18名

平成31年2月25日現在

氏名	区分	氏名	区分
内田 清(副会長)	学識経験者	友野健次	保護者代表(西中学校)
高橋 守(会長)	学識経験者	塩谷 武	保護者代表(榎台中学校)
松本 孝	保護者代表(八和田小学校)	鈴木好幸	行政区代表(小川地区)
原 一	保護者代表(小川小学校)	鯨井 均	行政区代表(大河地区)
笠原康司	保護者代表(竹沢小学校)	小野寺重雄	行政区代表(竹沢地区)
鈴木幸博	保護者代表(大河小学校)	末藤嘉博	行政区代表(八和田地区)
佐藤由香里	保護者代表(東小川小学校)	枚田和子	小学校長
栗生田公代	保護者代表(みどりが丘小学校)	岡本 均	中学校長
柏保厚一	保護者代表(東中学校)	瀬上仁直(副会長)	公募委員

## 3 学校再編等審議会への諮問文(全文)

(写)

小総 第219230号  
小教学第219350号  
平成31年3月25日

小川町学校再編等審議会  
会長 高橋 守 様

小川町長 松本 恒 夫  
小川町教育委員会

### 諮 問 書

小川町学校再編等審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、答申をいただきたく諮問いたします。

#### 記

1. 諮問事項 小川町立小中学校の再編計画について
2. 諮問内容 別紙のとおり

## 別紙

### 諮問にあたり

本町では、町内すべての学校において児童生徒数が年々減少しています。平成30年5月1日現在の小学校児童数は1,122人、中学校生徒数は634人です。

大規模団地が造成された昭和50年以降の児童生徒数を見ると、児童数は平成6年に3,310人、生徒数は平成7年に1,791人とピークを迎えました。

ピーク時と平成30年度の児童生徒数を比べると、児童数は2,188人(66.1%)、生徒数は1,157人(64.6%)減少しています。

そこで、教育委員会は、本町における望ましい学校教育の実現に資するため、学校の適正規模等について研究する外部識者による組織として小川町小・中学校適正規模研究会を立ち上げました。研究会は、平成28年10月に第1回目を開催し、平成30年2月に「小川町立小中学校の適正規模に関する調査研究報告書」をまとめるまで、10回の会議を重ねました。

研究会では、町教育委員会が平成29年3月に教職員を対象としたアンケートの結果の分析、検討も行いました。その結果、学校は既に固定された人間関係への対応や切磋琢磨する環境づくりなどの学校の小規模化により顕在化した課題への対応を迫られている状況にあることがわかりました。

報告書では、「学校の小規模化に対応して、現在の学校数を維持しながら手立てを講じていくのか、学校再編などの策を講じながら課題解決をしていくのか、具体的な方向を検討することが必要な時期にあると考えます。」とあります。

このような状況を踏まえ、町教育委員会では、町内小中学校における抜本的な教育環境の改善を進めるため、平成30年7月に小川町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針を定め、学校再編を中心に据えて検討を行うことを決定いたしました。

この検討を進めるにあたり、平成30年9月に「学校教育についてのアンケート」を小中学校保護者を対象に行い、併せて同年9月、10月に現在の学校の教育状況について広く町民の皆様にご説明し、学校の適正規模・適正配置についてのご質問・ご意見を伺いたいと考え、「町立小中学校の将来像に関する説明会」を開催しました。

保護者対象アンケート、説明会を通じ、現在の学校教育や学校再編についての考え、町政に対するご意見などを伺うことができました。

そして、平成30年第4回定例会（12月議会）にて小川町小中学校再編等審議会条例を可決いただき、学校再編等について多角的、多面的に審議いただくための附属機関として小川町学校再編等審議会が設置されることとなりました。

これまでの間、町では総合教育会議や庁内会議により、学校再編について協議を行い、ここに諮問するに至りました。

つきましては、近年における児童生徒数の減少に伴い生じている教育課題を緩和、解消し、児童生徒の教育環境を改善し、持続可能な望ましい学校教育の実現を図るため、諮問事項についてご審議くださいますようお願い申し上げます。

# 1. 学校再編計画

## (1)再編基本方針

町立小中学校の再編基本方針を、次のとおり定める。

- ① 近年における児童生徒数の減少に伴って生じている教育課題を緩和、解消するため、町立小中学校全校を対象として再編を行う。
- ② 再編計画策定にあたっては、長期的な視点をもって行うとともに、併せて短期的な課題解決が可能な学校についての再編を行う。
- ③ 小学校の複式学級編制の状況を教育環境劣化の重要課題として捉え、再編を行う。
- ④ 再編に伴い通学距離等が変わることにより、環境の変化が生じる可能性のある児童生徒については、その安全確保を検討する。
- ⑤ 児童生徒の安全安心と教育効果の維持・向上を図るため、学校施設の老朽化への対策を検討する。

## (2)学校再編計画

学校再編計画を、次のとおり定める。

### ①長期計画

[小学校]

- ・小学校は、現在の6校から2校に再編する。
- ・再編により生じる学校は、新たな校名を付し、新たな学校として設置する。 ※短期の対象を除く
- ・小学校は、小川小学校と西中学校の位置に配置する。

[中学校]

- ・中学校は、現在の3校から1校に再編する。
- ・再編により生じる学校は、新たな校名を付し、新たな学校として設置する。
- ・中学校は、檜台中学校の位置に配置する。

[期間] 概ね10年とする。

### ②短期計画

[東小川小学校]

- ・小川小学校に統合する。

[期間] 概ね3年とする。

問合せ 学校教育課  
TEL 72-1221(内線 272)